



原  
本

21 総総法審第649号

21 総総法審第650号

裁 決

[Redacted]

[Redacted]

審査請求人

[Redacted]

東京都港区虎ノ門一丁目16番2号

虎ノ門東鉦ビル

上記代理人

弁護士 阿部一博

処分庁

大田区福祉事務所長

審査請求人が平成21年9月25日に提起した生活保護廃止決定及び生活保護法63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る各審査請求について、これらを併合して審理し、口頭意見陳述の機会を設けた上で、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成21年7月30日付けで行った生活保護廃止処分、及び平成21年9月16日付けで行った生活保護法63条に基づく返還金額決定処分（蒲生発第10691号）をいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 各審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、平成21年7月30日付けでした保護廃止決定処分（以下「本件処分1」という。）、及び平成21年9月16日付けでした生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金決定処分（蒲生発第10691号。以下「本件処分2」という。また、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものである。

### 第2 経緯

- 1 平成21年2月18日付けで、処分庁は、請求人に対する生活保護を開始した。
- 2 平成21年6月10日、蒲田税務署徴収職員は、請求人名義の以下の貸付信託にかかわる償還（解約返戻金）の返還請求権及び収益分配金の支払請求権又は買取請求権を差し押さえた（差押調書謄本）。

種類 株式会社  信託銀行の貸付信託（ビッグ）

預入日 平成16年8月20日

満期日 平成21年8月20日

契約番号 0026

元本 105万円

取扱店 株式会社  信託銀行  支店

- 3 平成21年6月24日、請求人から処分庁に対し、請求人名義の株式会社  信託銀行（以下「本件信託銀行」という。）の口座が税務署により差し押さえられた旨の報告があった。

処分庁が、請求人の同意を得て法29条の調査を行った結果、

以下のとおり、請求人名義の本件信託銀行大森支店の口座の残高が確認された（異動明細表、回答書）。

普通預金 残高 24,806円

定期預金 残高 2,023,571円

貸付信託 残高 8,010,000円

- 4 処分庁は、上記3の普通預金（別紙預金等目録①の普通預金。以下「本件普通預金」という。）、定期預金（別紙預金等目録②及び③の定期預金。以下「本件各定期預金」という。）及び貸付信託（別紙預金等目録④ないし⑧の貸付信託。以下「本件各貸付信託」という。また、これらを併せて以下「本件預金等」という。）をいずれも請求人の資産と認定し、それにより請求人について保護を廃止することを決定し、平成21年7月30日付けで請求人に対して通知した（本件処分1）。
- 5 平成21年9月16日付けで、処分庁は、法63条に基づき、請求人に対し、返還金額を946,015円とする決定を行い、請求人に通知した（本件処分2）。
- 6 平成21年9月25日、請求人は、本件各審査請求を提起した。
- 7 平成21年10月21日、蒲田税務署徴収職員は、上記2の差押えを解除した（差押解除通知書）。
- 8 平成22年3月5日、本件預金等について、「真正氏名変更」として、名義が請求人から「」に変更された（通帳）。

### 第3 当庁の判断

- 1 請求人の主張は、以下のとおりであり、これらの点から本件各処分が違法であると主張しているものと解される。

処分庁が請求人の資産と認定した本件預金等は、請求人の母   
（以下「母 」という。）の資産である。請求人はこれらの本件預金等について、平成21年6月に国税が差し押さえる

まで、その存在すら知らなかったものである。したがって、本件預金等を請求人の資産と認定したのは事実誤認であって、本件各処分はその前提となる事実認定に誤りがあるから違法である。

以下、検討する。

## 2 本件預金等の帰属について

(1) 処分庁が請求人の資産と認定した本件預金等は別紙預金等目録のとおりである。

(2) 預金者の認定については、客観説（自ら出捐し、自己の預金とする意思で銀行に対して本人自ら又は使者・代理人など預金をすることを依頼した者を通じて預金契約をした者を預金者とする。すなわち、預入行為をした者が出捐者の資金を横領するなどして自己の預金として預け入れるなどの特別の事情のない限り、預金原資の出捐者に主眼をおいて認定する。）、主観説（預入行為をした者を預金者とする。）及び折衷説（原則的には出捐者が預金者であるが、預入行為をした者が自己を預金者であると明示的又は黙示的に表示した場合にはその預入行為をした者を預金者とする。）の三説があるとされている（なお、いずれも、名義については特に信頼するに値せず、他人名義であっても、当該他人を権利者とするのではなく、他人名義を自己を表示するものとした本人（出捐者又は預入行為者）を権利者と認定するものである。）。

### ア 定期預金の預金者について

定期預金については、判例上、原則として出捐者が預金者であるとされている（客観説。無記名式定期預金について、最高裁判所昭和32年12月19日判決・民集11巻13号2278頁。記名式定期預金について、最高裁判所昭和52年8月9日・民集31巻4号742頁（ただし、他人（預入行為者）名義の定期預金で、預入行為者が出捐者の使者ない

し代理人として預金契約を締結し、預金証書及び届出印鑑を出捐者が所持していたケースについてのもの。))。学説上は主観説も有力である。

#### イ 普通預金の預金者について

普通預金については、預入れ、振込み、払出し等の行為が連続して行われるところ、個々の預入金ごとに預金債権が成立しているわけではなく、入金記帳がなされた時点で、個々の預入金はその特定性を失い、それを組み込んだ新たな1個の残高債権が成立するものと解されている。したがって、客観説に従って個々の預入金ごとに成立した預金債権がそれぞれの預入金の原資の出捐者に帰属すると解するのは無理であって(後掲最高裁判所平成15年2月21日判決についてのジュリストNo.1269-83頁の解説参照)、結局、個々の事案ごとに判断することにならざるを得ないものとされる(預かり金を入金する口座に関し、通帳、印鑑等を所持し口座を管理するものを預金者と認定するものとして、最高裁判所平成15年2月21日判決・民集57巻2号95頁。同裁判所平成15年6月12日判決・民集57巻6号563頁)。

#### ウ 貸付信託の委託者について

貸付信託については、その帰属(委託者)について明確に判断した裁判例はないが、貸付信託が委託者(受益者)が一定額の元本を信託銀行(受託者)に一定期間信託し、信託銀行がこれを運用して期限到来後元本及び収益(収益満期受取型・ビッグ)を金銭で委託者に支払うもので、元本が保証されており、信託預金ともいわれていることなどに照らしても定期預金に類似しているとする裁判例(東京高等裁判所平成8年11月28日判決・判例タイムズ962号171頁)等があることから、上記定期預金と同様に解するのが相当と解

される。

- (3)ア 本件において、本件各処分がなされた当時、本件預金等は請求人名義であったところ、請求人は、本件預金等は母□□のものであると主張する。

ところで、上記判例等によれば、本件各定期預金及び本件各貸付信託は、その名義によることなく、出捐者又は預入行為者（貸付信託においては委託行為者）に帰属すると解するのが相当である。

- イ そこで、まず本件各定期預金及び本件各貸付信託の出捐者が誰であるかについて検討すると、請求人が提出する母□□作成と認められる別件異議申立書（国税に宛てられたもの。以下「母異議申立書」という。）には、「私□□が、昭和59年息子□□が□□歳になったことをきっかけに私の財産で購入したものである。その後、満期をむかえる毎に継続する、あるいは買増しする等、全て□□が私の意志で手続きをしたものである」として、母□□が出捐者である旨の記述があるところであるが、具体的にその原資が何かについては触れられていない。

一方、本件各定期預金の預入日についてみると、本件信託銀行□□支店の（処分庁が）平成21年6月24日付第138号でした依頼に対する回答書に添付された「定期明細照会」によれば、別紙預金等目録②及び③の定期預金は、その預入日は②が平成19年11月20日、③が平成20年1月30日であって、本件各定期預金について母異議申立書の記述（「私□□が昭和59年・・私の財産で購入し」）を直接裏付けるものとは言いがたい。

また、本件各貸付信託の契約日についてみると、上記回答書に添付された「貸付信託契約分照会」によれば、別紙預金

等目録の④の貸付信託（No.0027、契／払日70-170205、年5、元本（万）104、自継2）はその契約日が平成17年2月5日で信託期間5年、2回の自動継続を経ていると解されるから、当初の契約は平成7年2月5日であると推定され、同様に同目録⑤の貸付信託（No.0028、契／払日70-170620、年5、元本（万）206、自継2）については当初契約日は平成7年6月20日、同目録⑥の貸付信託（No.0029、契／払日70-170720、元本（万）330、自継1）については当初契約日は平成12年7月20日、同目録⑦の貸付信託（No.0030、契／払日70-190805、元本（万）56、自継3）については当初契約日は平成4年8月5日とそれぞれ推定される（なお、同目録⑧の貸付信託（No.0031、契／払日70-160820、年5、元本（万）105、自継0。国税により差押えを受けたもの。）については、自動継続の回数が不明のため、当初契約日は不明である。）。

すると、本件各貸付信託についても、母異議申立書の上記述を直接裏付けるものは見出すことはできないといわざるをえない。

ウ 次に、本件各定期預金及び本件各貸付信託の預入行為者・委託行為者が誰かについて検討する。

当庁は請求人に対し、本件預金等について、預入行為・委託行為を直接証明する書類（口座開設の際の契約書等）の提出（釈明）を求めたのに対し、本件信託銀行から（請求人を經由して）上記書類に該当するものとして、昭和59年8月10日付けの「届出印鑑（写）」（住所の記載が訂正されている。以下「本件印鑑届」という。）が提出された。

本件預金等は、信託総合口座を構成する貸付信託及び定期

預金並びに貸付信託の収益金受領口座である普通預金であると認められるところ（信託総合口座通帳。当該信託総合口座を以下「本件口座」という。）、本件印鑑届は本件口座の開設の際に作成提出されたものと推認される。

そして、本件印鑑届は「」と署名されているものの、その筆跡は請求人によるものとは認められず、母異議申立書の筆跡と同一人によるものと認められること（委任状、口頭意見陳述出席者、母異議申立書、名義変更依頼書）からすれば、本件印鑑届は本件口座開設に際して母が作成提出したものと認められる。

エ さらに、本件口座について、本件各審査請求提起後に、本件口座の通帳上、「真正氏名変更」として名義人が請求人から母に変更された（第2、8）。これからすれば、本件口座開設の際の契約書等を所持すると推認される本件信託銀行が、本件口座について調査の上その真正の権利者を確認し、当該手続きを行ったものと推認することができる。

これらのことから、本件口座を開設したのは、母である（母が請求人名義を用いて本件口座を開設した）ものと推認することができる。

オ 以上から、本件各定期預金及び本件各貸付信託について、その預入行為者又は委託行為者が母と認められるものであり、これを覆すに足りる証拠はない。

また、本件各定期預金及び本件各貸付信託について、出捐者と預入行為者・委託行為者が別人であると認める特段の事情がない限り、両者は同一と推定すべきものと解されるところ、本件において、そのような特段の事情があるとは認められない。

よって、本件各定期預金及び本件各貸付信託について、本

件各処分時において、母□に帰属したものと認められる。

(4) さらに、本件預金等は、信託総合口座を構成する貸付信託及び定期預金並びに貸付信託の収益金受領口座である普通預金であり、それらの帰属はすべて同一人に帰するものと解するのが相当であって、本件普通預金のみが別人に帰属することは相当でないから、本件普通預金も母□に帰属するものと認められる。

(5) よって、本件預金等は本件各処分時において、その名義人である請求人ではなく、母□に帰属したものと認められる。

なお、母異議申立書において「現在においても、この貸付信託の証書等ならび受取りに必要な印鑑等は私□が保有管理しており」と記述されていること、従前、本件預金等について本件信託銀行からの通知文書（平成17年10月31日付け「ご契約明細・お取引残高のお知らせ」）が母□の住所地である「□」宛てに送付されていること、及び本件印鑑届に訂正記載された住所（現時点のもの。□）が請求人の現住所ではなく、母□の住所であること（住民票、戸籍附票、印鑑登録証明書、名義変更依頼書）も、上記の結論を裏付けるものといえることができる。

3 一方、処分庁は以下のとおり主張するので、検討する。

(1) 処分庁は、本件預金等は請求人名義のものであり、請求人に帰属すると主張する。

なるほど、一般的には、預金等は口座名義人に帰属するものと推定されものといえよう。しかしながら、本件口座が開設されたと推測される昭和59年当時、金融機関において他人名義で口座を開設することが可能であったことは公知の事実であって、既に述べたように、本件において、請求人から提出され

た本件印鑑届によれば、本件口座は請求人の母が開設したものと認められるのであって、上記推定は覆されるから、本件預金等は本件各処分時において請求人に帰属したものと認めることはできない。

よって、上記主張は失当である。

- (2) また、処分庁は、本件信託銀行に照会したところ、請求人名義の本件預金等について、請求人からの請求があれば現金化できるとの回答があったこと、本件預金等は、最近一時的に入金されたものではないとの回答があったことからすれば、本件預金等は名義人である請求人に帰属すると主張する。

しかしながら、上記(1)に述べたように他人名義の預金等が存在することから、金融機関は預金通帳、証書等の所持人に対して、届出印鑑の押捺してある払出請求書に基づいて払い戻せば、たといその所持人が真実の預金者、権利者でなかったとしても、金融機関は免責されるのである。このことは、民法478条に規定する債権の準占有者に対する弁済の効果として、あるいは預金規約等の免責規定の効果として、さらにはまた商慣習を理由として、従来から認められてきたところである。したがって、本件信託銀行が、処分庁の調査照会に対したとえ上記のような回答をしたとしても、それは上記の免責について述べたものであって(真の権利者からの請求以外には払戻を行うことはありえないとの趣旨とは解されない。)、そのことから本件預金等が請求人に帰属するものと認められることになるものではない。そもそも「請求人からの請求があれば現金化できる」としても、原則として払戻請求には通帳と届出印鑑を所持していることが前提であって、本件各処分時において、請求人が通帳と届出印鑑を所持していたことを認定できる証拠はない。)

また、本件預金等が最近一時的になされたものではない(以

前より、預入等が継続して行なわれた)としても、そのことは、本件預金等の帰属を判断する上で何ら意味を持たない。

よって、上記主張は失当である。

- (3) さらに、処分庁は、本件各審査請求提起後に法29条に基づき、本件信託銀行に対し上記本件預金等の口座開設・預入等の事実経緯について、及び所轄税務署に対し平成21年6月に差し押えた本件預金等の一部が同年10月に差押解除となった理由についてそれぞれ照会したところ、ともに回答を拒否された。処分庁は、本件各処分を行うに際して制度上可能な調査を尽くして判断したものであって、本件各処分は違法又は不当といえないと主張する。

なるほど、処分庁が本件各処分前に本件信託銀行に対し調査を行ったこと、及び本件各審査請求後に上記のような調査を行ったことは、処分庁として可能な調査を尽くしたものでいい得るとしても、本件審査請求が提起されて審理を進める過程において、新たな証拠が提出されるなどした結果として、本件各処分の時点で請求人においては銀行預金や貸付信託という資産を有してはいなかった(請求人の母親が請求人の名義を使用して自己の資産としてこれらを有していた)ことが裏付けられたことから、審査庁としては、本件各処分は処分時において処分の理由を基礎付ける事実を欠いていたものと認定するほかはないこととなる。そのため、処分時までの処分庁の調査に瑕疵があったか否かに関わらず、本件各処分の効力を維持することはできないことに帰着するものである。

処分庁の上記主張は、処分庁に調査義務の懈怠があったか否かが問題となるような場面においては意味があるが、本件審査請求における主要な争点は、本件各処分時において処分の客観的要件が備わっているかどうかである。本件審査請求

手続はこの点を事後的に収集した資料も含めて審理するものであって、処分庁の責任の有無を判定するものではないから、処分庁の上記主張は本件各処分の取消理由の存否の判断を左右するものではなく、採用することはできない。

よって、上記主張は失当である。

- (4) 最後に、処分庁は、本件各処分においてとられた上記の法29条調査の結果をもってしても、本件各処分が違法とされるものであれば、同調査によっても保護の要否の判定に何ら意味を持ちえず、今後の生活保護業務の運用全般において重大な支障をもたらす結果となるとの危惧感を表明する。

しかしながら、行政の調査権限には大なり小なり限界があるのであって、行政としては法律により授与された権限内で調査を尽くして可能な限り事実を収集認定し、その事実を前提として処分を行うものである。そして、その権限内の調査を尽くして認定した事実が通常真実と推定されるものであれば、その事実に基づいて処分を行うことは相当であり、当該処分は適法と推定される。このことを、本件に即していえば、請求人名義の預金等の口座がある以上、当該口座の預金等は一般に名義人たる請求人に帰属するものと事実上推定されるから、反対の事実を窺わせるような特段の事情がない限り、その推定事実を前提として行われた本件各処分は適法と推定され、そのような場合にまで、処分庁が処分に先立って反対事実の不存在まで積極的に調査する義務を負うことはないと解される。

もちろん、本件の場合のように、審査請求期間が経過する前に本件各処分の名宛人である請求人が審査請求を提起して、上記の事実上の推定を覆すような証拠を提出すれば、さらにこの点についての審理を尽くすことが必要となるのであるが、

それはむしろ例外的な場合であって、これをもって従来一般的に行われている法29条調査の結果に沿った生活保護業務の運用を不十分として否定するものではない。前記(3)で述べたように、本件審査請求手続において本件各処分取消理由を認定することは、処分庁の調査義務違反を認めることを意味するものではないのであって、今後の業務運用への支障を理由とする処分庁の主張は採用できない。

よって、上記主張は失当である。

- 4 以上のとおり、本件預金等がその処分時において請求人に帰属するものとしてなされた本件各処分には、その前提事実の認定を誤った違法があるというべきである。

#### 第4 結論

よって、本件各審査請求は理由があるから、行政不服審査法40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成22年7月23日

審査庁 東京都知事 石原慎太郎



